

農振除外願出に必要なとなる書類の一式について

添付書類の名称	区分	備考
農振除外願（農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願）	◎	参考様式による
農業振興地域農用地区域からの除外願に係る総合意見	○	願出地で土地改良事業が実施されている場合 土地改良区でもらってください。
願出地付近図	◎	・縮尺1000分の1～5000分の1図面 住宅地区図可 ・願出地を色塗りで示してください。
願出地登記簿	◎	
願出地公図	◎	・隣接地の地目、所有者及び耕作者名を明記してください。 ・分筆を必要とする場合は、その予定線を記入ください。 （測量済の場合は測量図を併せて提出してください。） ・除外により農地を分割する場合は、取水、排水及び農機具進入路を図示してください。（分割前、分割後）
住民票または戸籍の附表	◎	願出者、譲受人の住民票等
建物、工作物等の配置計画図	◎	・場所、位置、面積を明確にしてください。 ・転用目的が資材置場等でも利用形態を明示してください。
事業計画書	○	住宅以外の目的の願出である場合（参考様式による）
住宅等利用計画書	○	個人住宅の建築等目的の願出である場合（参考様式による） ・原則として500㎡以内。500㎡を超える場合は、その詳細が確認できる資料を添付してください。 ・住宅建築が、緊急かつ必要であることが確認できるよう詳細に記載ください。
既存地の利用状況図	○	既存地がある場合 ・農振除外前後の既存地の利用状況図。（既存地の一部でも、除外目的での利用が可能であれば、除外面積を減らさないか検討する。） ・既存地の利用状況図のみで状況が分かりにくい場合は、写真の提出を求めるともあります。
自己所有地の位置図	○	既存地以外に自己所有地（農地を含む。）がある場合 ・自己所有地の農地以外の部分がないか、その一部を利用して除外目的の事業ができないか確認するもの ・除外後の耕作農地面積 ・農家分家住宅（本家の農作業の手伝いをする場合）の除外案件の場合、耕作農地の位置を確認できる位置図を提出すること
願出地検討図	◎	・願出地を選定するにあたり、検討した範囲を図示し、その範囲とした理由を記載してください。 ・その範囲に雑種地、宅地等の非農地があれば、その土地を示し、その場所が利用できない理由を記載してください。
周辺の共同住宅の入居状況	○	共同住宅用地の場合 周辺で共同住宅が不足していることを確認するため、周辺の共同住宅の入居の状況（空室数／全室数）を図示する等して共同住宅が不足していることを説明してください。
過去の注文住宅の棟上げ状況	○	譲受人が過去に農地転用を受け注文住宅を分譲している場合 、その位置、全区画数、棟上げに達している数を記載してください。（任意様式）

不動産（土地及び建物）売買契約書の雛形	○	注文住宅の場合 譲受人が建物建築後所有権を移転することを確認する資料として提出してください。
資格・許可等を証する書面の写し	○	転用しようとする目的の事業において他法令の資格・許可等が必要な場合
法人の登記事項証明書・定款の写し	○	転用事業者が法人の場合 に限ります。
排水処理計画書 （排水処理計画又は農業用排水路等の土地改良施設等へ影響がないことを示した書面）	○	（目安として） 3000㎡以上の規模の場合 （下流排水路に溢水被害が生じないように土地改良区や県農林振興センターと調整措置について協議が必要です。）
始末書、経過書	○	現在無断転用している場合 に限ります。 ・いつ頃からどういう理由で、どのように利用していたか。
その他の書類	△	農地転用許可基準をはじめとする農振除外同意基準の要件を審査するうえで必要な書類

◎→必ず除外願に添付する書類

○→特定の案件に応じて除外願に添付する書類

△→農地転用許可基準をはじめとする農振除外同意基準の要件を審査するうえで必要な書類

提出部数	正本（原本）1部、副本（コピー）5部 ホッチキスはせずにクリップ止めしてください。
------	--

※住民票又は戸籍の附票の副本は不要です。（正本のみ提出ください）

提出時期	1月、3月、5月、7月、9月、11月の1日～20日まで ※20日が土日等の場合は翌日
------	---